

各 論  
第1章

みんなで  
支え合う  
地域づくり

- 第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進
- 第2項 地域支え合いと介護予防の推進
- 第3項 安全な暮らしの確保

# 第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進

## 1 地域包括ケア体制の充実

---

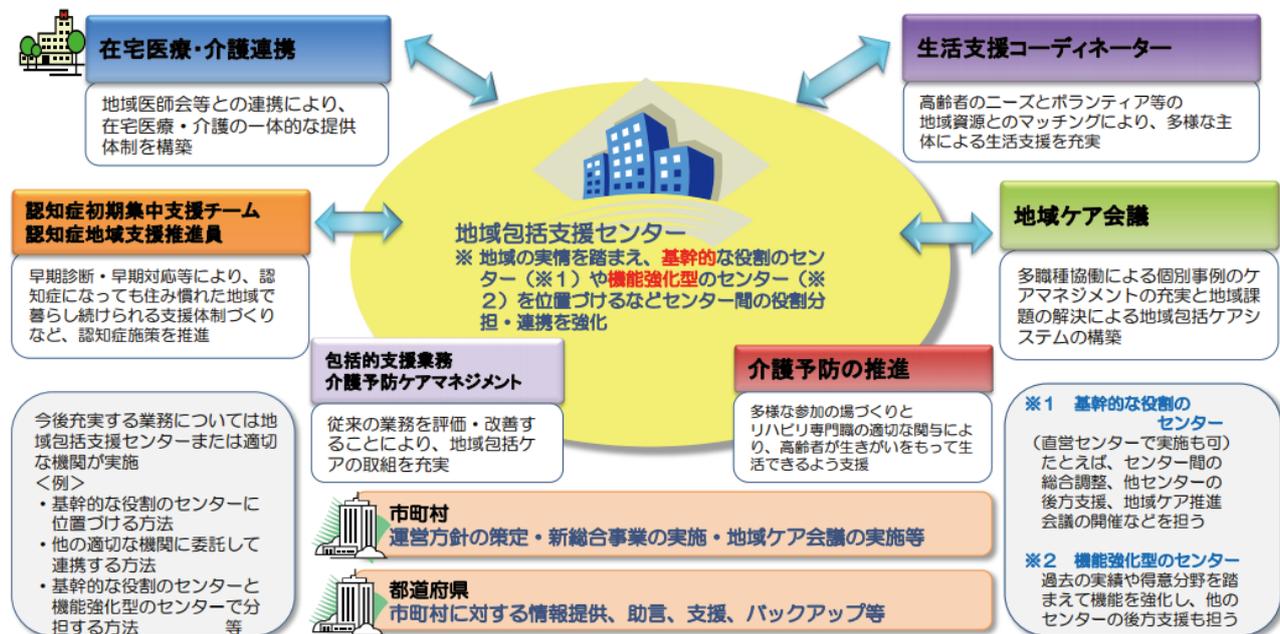
### 【現状と課題】

- 国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自分らしい生活を続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、平成26年に地域支援事業を充実させる等の法改正等を行いました。  
地域において、このような様々な取組を展開していくためには、医療・介護・福祉・NPO法人・行政など様々な関係機関間の連携・協働を図る必要があります。
- 県では、関係機関間の連携体制を構築するため、平成27年度に関係49団体の参画による宮城県地域包括ケア推進協議会を設置し、各専門委員会でそれぞれの議論テーマについて必要な取組の検討を行ってきました。
- 今後とも、地域包括ケアシステムの充実・推進に向けて、地域住民の主体による活動が重要であり、引き続き地域住民と専門職、関係機関等が一体となって取り組むことが必要です。
- 地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域支援事業の包括的支援事業などを地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されています。《令和元年11月現在 県内130か所設置》  
今後の高齢化の進展に伴い増加するニーズに対応するため、適切な運営体制の確保や機能強化を図る必要があります。
- また、地域包括支援センターには、支援対象者の課題検討を積み重ねながら地域全体の課題発見や解決につなげていく機能が期待されていますが、その手段の一つとして地域ケア会議を開催する際に、必要な専門職の確保が課題となっています。

## 【施策展開の方向】

- 地域包括ケアシステムの充実・推進を図ることの重要性について、高齢者本人や家族、地域住民、地域の専門職、関係機関等の理解を深めるために、地域の実情に沿った普及啓発を行うとともに、地域毎の課題解決への支援を行っていきます。
- 地域包括支援センターが、地域の高齢者やその家族が生活を送る上で何か困ったことがあった場合の最初の「総合相談窓口」としての機能を十分に発揮できるよう、地域包括支援センターの役割について広く周知するとともに、運営状況の把握に努め、制度の改善が必要な事項については、国に対して要望等を行っていきます。
- さらに、地域包括支援センターがより効果的に業務を行えるよう、市町村と連携し、地域ケア会議に専門職を派遣するとともに、センターの体制整備、業務運営の手法、業務に関する専門的知識の習得などを目的とした研修会を開催し、地域包括支援センター職員の資質向上を支援します。
- 宮城県地域包括ケア推進協議会を運営し、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組の推進に向け、関係機関同士の連携・協働を図ります。

## ■ 地域包括支援センターの機能強化



資料：厚生労働省全国介護保険担当課長会議（平成26年7月28日）資料等から抜粋作成

## 【関係事業】

- ・地域支援事業交付金（長寿社会政策課）
- ・地域包括支援センター機能強化推進事業（長寿社会政策課）
- ・地域包括ケア総合推進・支援事業（長寿社会政策課）
- ・認知症地域ケア推進事業（長寿社会政策課）
- ・高齢者虐待対策事業（長寿社会政策課）
- ・生活支援サービス開発支援事業（長寿社会政策課）

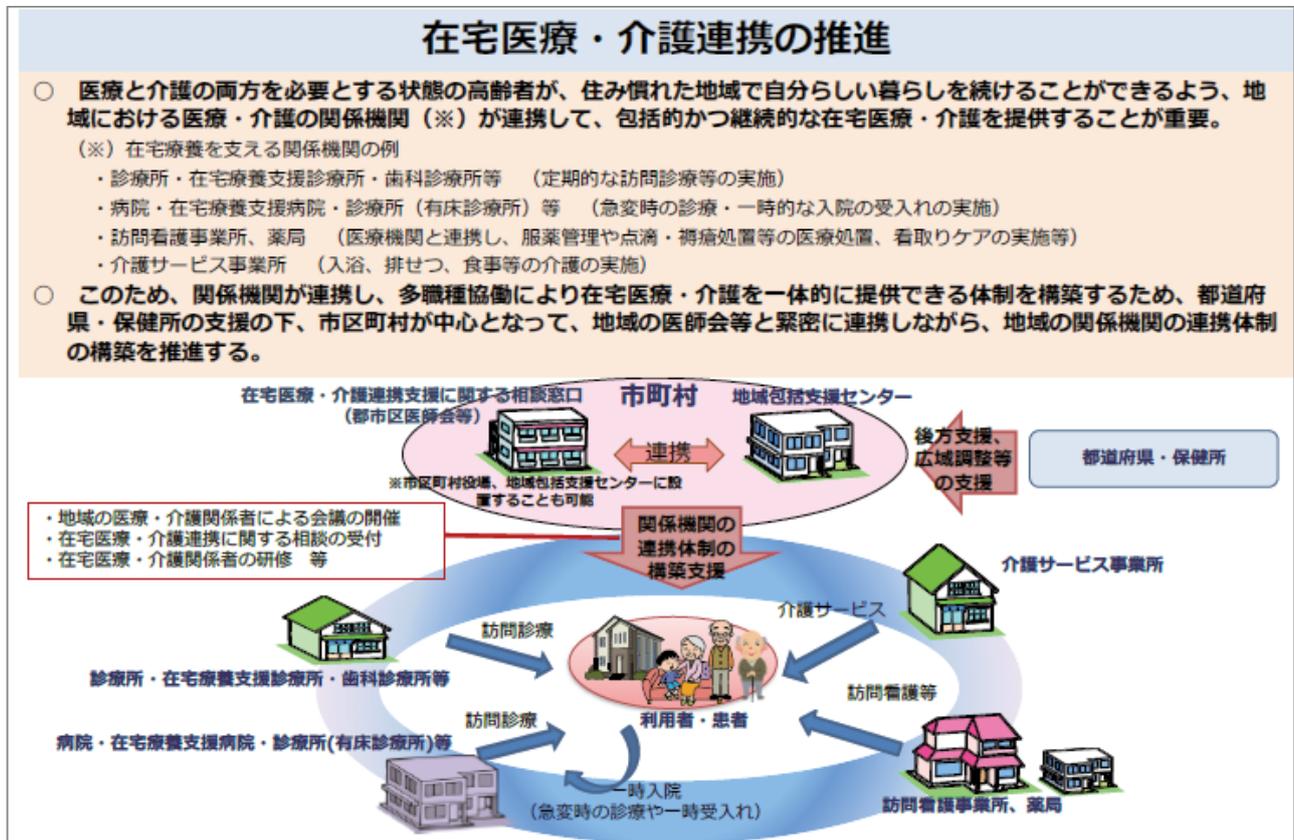
# 第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進

## 2 多職種連携体制の構築・推進

### 【現状と課題】

- 国は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定め、関係法律を整備し、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針を示しました。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携に関しては、地域支援事業に位置付けられている「在宅医療・介護連携推進事業」を通じ、切れ目のない在宅医療・介護の実現に向けて、市町村が地域の医師会等と関わりながら推進し、県には広域的・補完的に市町村を支援することが求められています。

### ■ 在宅医療・介護の連携



資料：都道府県在宅医療・介護連携担当者会議（令和2年9月3日）資料から抜粋

- 平成30年4月から、全ての市町村が在宅医療・介護連携推進事業を実施していますが、医療に関する施策は従来、県が中心となっていたことから、市町村によっては事業実施のノウハウや地域の医師会との連携が乏しい場合があります。また、市町村によって医療や介護資源の状況などは異なり、連携の在り方も様々であることから、市町村の実情に応じた支援が求められます。特に、入退院時の連携は単独市町村では完結しない場合も多いことから、広域的な観点から事業を推進する必要があります。
- 連携の推進に際しては、関係職種が多岐にわたることから、これらをまとめる調整役が必要であり、医療や介護、健康づくりに係る関係者の連携を密にし、総合的に進める体制の確保と人材育成が重要です。

- 
- 市町村は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた効果的な取組を行うため、リハビリテーション専門職等との連携による生活モデルの推進が求められています。

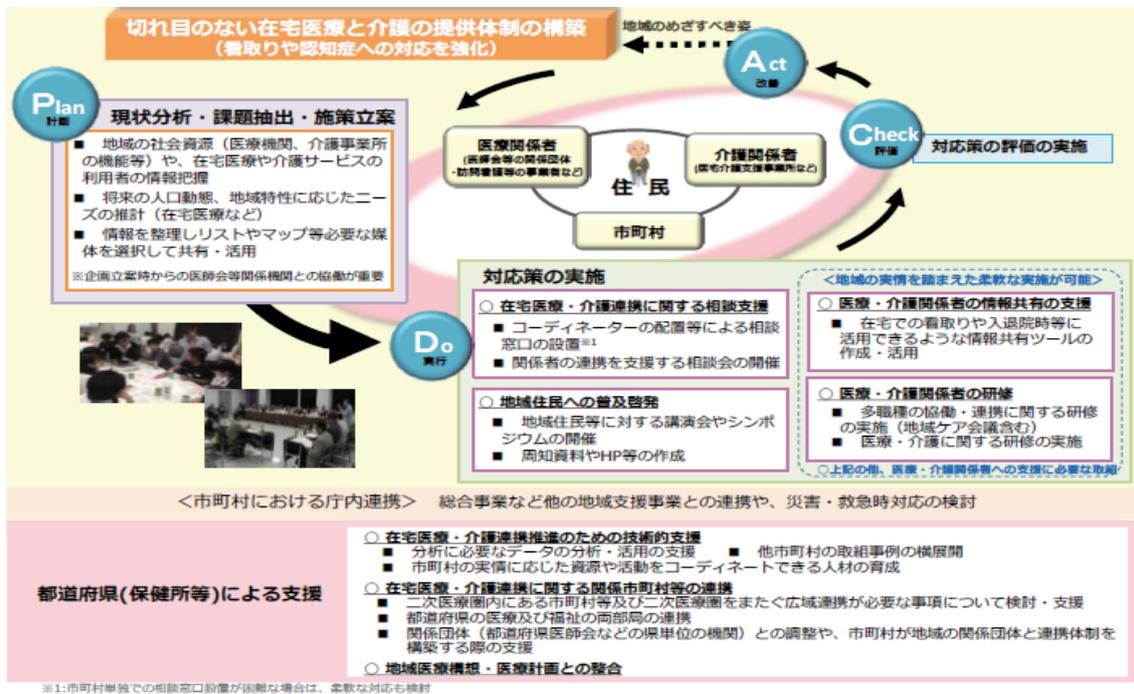
# 第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進

## 2 多職種連携体制の構築・推進

### 【施策展開の方向】

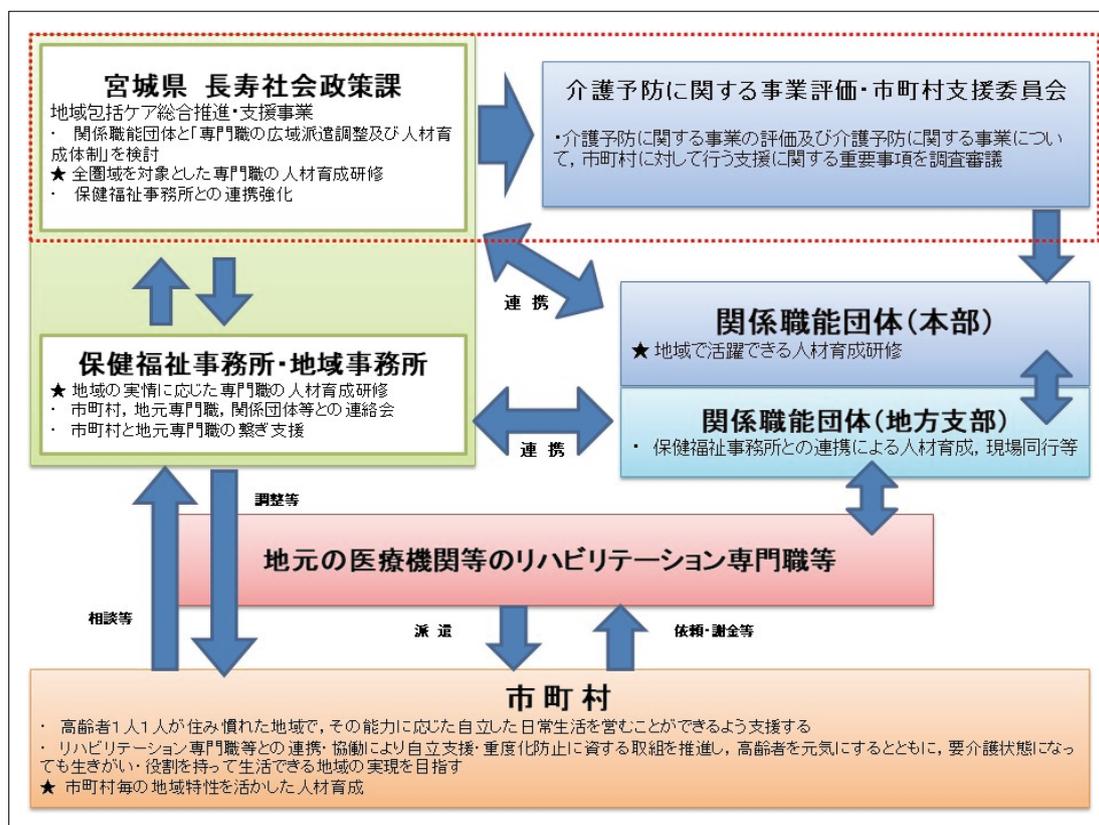
- 関係機関が集まる地域ケア会議等既存会議の内容を充実させるとともに、地域包括支援センター単位での会議に加えて、市町村単位、保健福祉事務所（保健所）単位での地域課題を検討する場を確保します。また、会議等の活性化を図るため、より多くの職種の参加を促進します。
- 地域の医療資源や介護資源等の特性を踏まえた多職種連携を進めるため、在宅医療や在宅介護の実態把握や分析、事業評価手法の検討などを通し、市町村の事業マネジメントを支援します。
- 各保健福祉事務所（保健所）では、管内市町村の実情に応じた伴走型の支援に努めます。
- 医療知識取得等のための研修の実施や医療・介護の情報を適切に運用できる環境づくりにより、介護支援専門員のマネジメント機能強化を支援します。
- 医療職や介護職、リハビリテーション専門職等、関連する多職種の連携を推進するため、関係職種を対象とした研修を実施するとともに、情報の共有や課題の抽出、対応策の検討等を行うための環境づくりを推進します。
- 市町村及び地域包括支援センターがリハビリテーション専門職等と円滑な連携を図り、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた効果的な取組ができるよう、地域で活躍できる専門職の広域派遣調整及び人材育成体制のさらなる充実を図ります。

### ■在宅医療・介護連携推進事業



資料：都道府県在宅医療・介護連携担当者会議（令和2年9月3日）資料から抜粋

## ■ 宮城県における広域派遣調整及び人材育成体制



### 【関係事業】

- ・ 介護支援専門員資質向上事業（長寿社会政策課）
- ・ 地域包括ケア総合推進・支援事業（長寿社会政策課）
- ・ ケアマネジャー多職種連携支援体制強化事業（長寿社会政策課）
- ・ 地域包括ケア地域課題等調整会議（医療政策課）
- ・ 患者のための薬局ビジョン推進事業（薬務課）

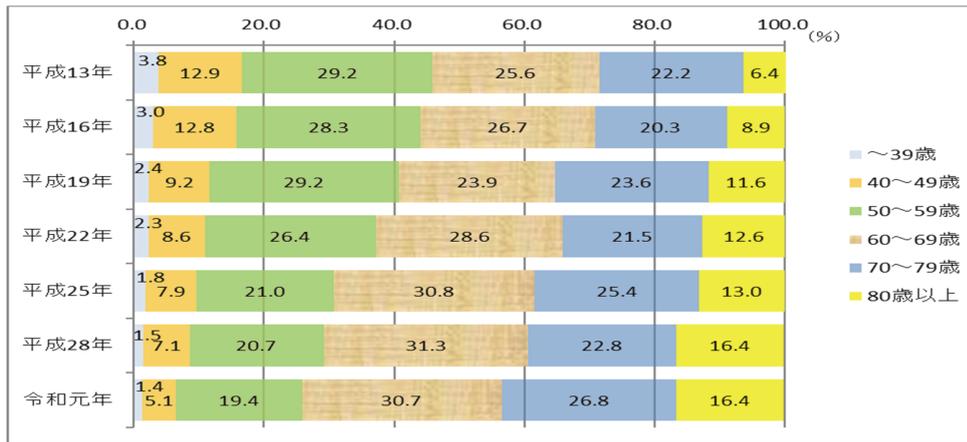
# 第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進

## 3 介護家族の支援

### 【現状と課題】

- 65歳以上の要介護者等と同居している主たる介護者の年齢をみると、80歳以上の割合が平成13年の6.4%から令和元年の16.4%まで18年間で2.6倍に増加するなど、家族介護者の高齢化が進行しています。

### ■同居の介護者の年齢別内訳（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成13年～令和元年）

- 平成28年国民生活基礎調査によれば、家族介護者の6割以上が「日常生活での悩みやストレスがある」と答えています。その理由としては「家族の病気や介護」が最も多く、次いで「自分の病気や介護」であり、家族介護者の高齢化とともに、精神的・身体的負担の増大が深刻化していることが窺えます。
- 家族介護者の精神的・身体的負担が解消されない状態が続くと、介護者自身の健康への悪影響や、さらには介護疲れからくる要介護者等への虐待の引き金となってしまうことも懸念されます。また、在宅で療養される方の増加にともない、介護する家族の負担増加が見込まれることから、家族介護者の負担をできる限り軽減していけるよう、市町村、地域包括支援センターが中心になって、悩みを一人で抱え込まず、周りに相談できるように住民への普及啓発を行うなど地域全体で介護家族を支援していくとともに、地域包括支援センターの相談体制を充実していくことが重要です。
- 適切な介護技術を学ぶ家族介護教室の開催や、市町村単位の家族の会の立ち上げ支援も重要です。市町村が行う地域支援事業として各種の家族介護支援事業が実施されていますが、こうした取組を一層充実していくことが必要です。
- 在宅介護を支える24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、デイサービスやショートステイなどの介護サービスを利用できる環境を整備することも重要です。
- 今後高齢化が進むにつれ、認知症の症状や要介護度の進行により介護が大きな負担となる家族の増加が想定されることから、介護家族を支援する仕組みづくりが必要です。

### ■ 県内市町村における家族介護支援の取組状況（地域支援事業）

事業実施市町村数	令和元年度
家族介護支援事業（介護教室等の開催）	30市町村
家族介護継続支援事業（健康チェック、家族交流会等）	30市町村

資料：県長寿社会政策課

## 【施策展開の方向】

- 地域包括支援センターが本人や家族からの相談、地域の社会資源との連携、戸別訪問等により地域の高齢者や家族の状況についての実態を適切に把握し、必要な支援へとつなぐことができるよう、地域包括支援センター職員の研修などを通じて支援します。
- 24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」など介護家族の負担を軽減するサービスが積極的に活用されるよう、制度の周知を行うなど普及を図っていきます。
- 家族を支援するための仕組みづくりに向けて、「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」などの場面を活用して現状把握と課題検討を行い、市町村が行う地域支援事業の中で家族支援策としての各種取組が積極的に推進されるよう、アドバイザーによる情報提供や助言等を行っていきます。

### ① 介護教室の開催

介護者に対し、適切な介護知識・技術、外部サービスの適切な利用方法の習得等のための教室の開催

### ② 認知症高齢者見守り事業（地域における認知症高齢者の見守り体制の構築）

- ・認知症に関する広報、普及啓発活動
- ・行方不明になる恐れのある高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用
- ・認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問

### ③ 家族介護継続支援事業（家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減）

- ・介護者の疾病予防、病気の早期発見のためのヘルスチェック、健康相談
- ・紙おむつ等の介護用品の支給
- ・家族介護の慰労のための金品の贈呈
- ・介護の手を一時的に休めるための介護者相互の交流会、レスパイト

### ④ 介護相談員派遣等事業（家族の精神的負担の軽減）

- ・介護サービス利用者の相談に応じるボランティア（介護相談員）の派遣

## 【関係事業】

- ・地域支援事業交付金（長寿社会政策課）

## 第2項 地域支え合いと介護予防の推進

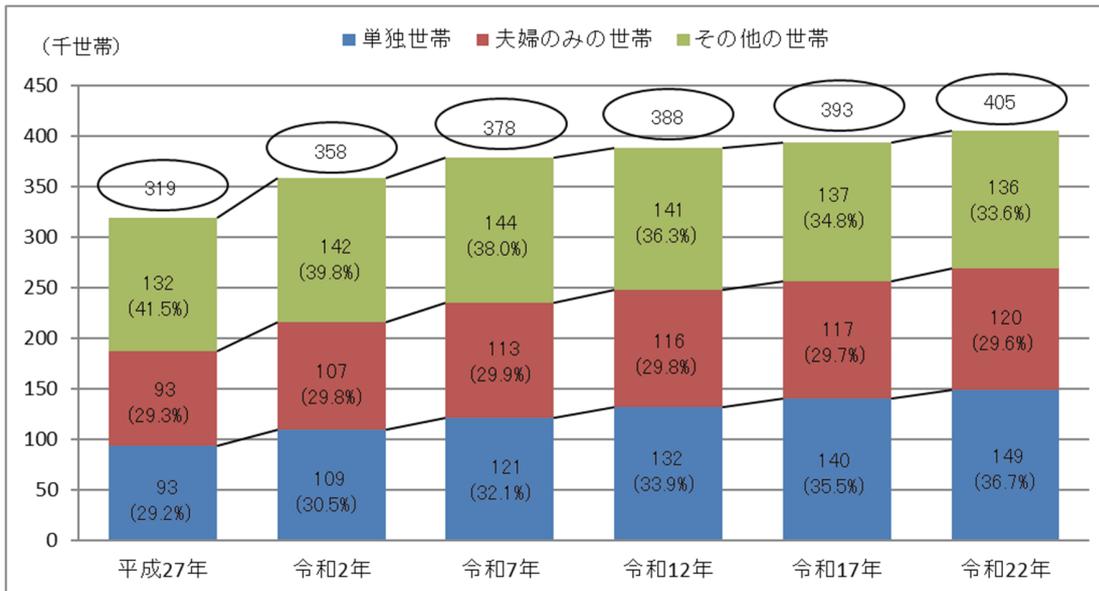
### 1 支え合う地域社会づくり（1）

#### 地域の支え合いの再構築

##### 【現状と課題】

- 核家族化の進展に伴い、高齢者のみで構成される世帯が増加しており、地域で暮らす高齢者の多様な生活課題も明らかになっていますが、この課題に対応するためには、公的な福祉サービスだけではなく、家族や近隣住民、ボランティアなどによる支え合いの力が不可欠です。

##### ■ 県内の高齢者世帯数の将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成31年4月推計）」

- 東日本大震災に被災した方々の現状は、災害公営住宅等で新たな生活を始められた方、住み慣れた地域から離れ生活をしている方など様々ですが、状況に応じた支援を引き続き行っていく必要があります。
- 地域の支え合いを再構築するためには、各市町村が地域住民の意見を十分に反映しながら、地域福祉推進の施策を定めた地域福祉計画を策定し、地域が持っている様々な資源を有効に活用しながら、地域の実情に応じた支え合いの仕組みを構築する必要があります。
- 大規模災害時の避難支援体制づくりや、認知症高齢者を支えるための地域の協力体制づくりなど、地域の支え合いがあってはじめて実現できる重要な福祉課題もあります。
- 非正規雇用労働者、ニート、引きこもり等、生活困窮に至るリスクの高い層の方が増加しており、自立支援策の強化が求められています。
- 地域福祉推進の中核的団体である社会福祉協議会には、地域の支え合いを再構築していく上でも中心的な役割を担うことが期待されています。サロン活動や小地域ネットワーク事業（見守りネット）、市町村と連携した災害時の避難行動要支援者等支援活動などの取組を継続・推進していくとともに、被災者支援で培ったノウハウを活かしていくことが期待されます。
- 地域の支え合いを再構築していくためには、社会福祉協議会や老人クラブなどが行う取組のほか、元気な高齢者が地域の支え合い活動の主役として活躍できる取組の推進も重要です。このような取組を進めるためには、介護保険制度により市町村が行う地域支援事業の活用が期待されます。

## 【施策展開の方向】

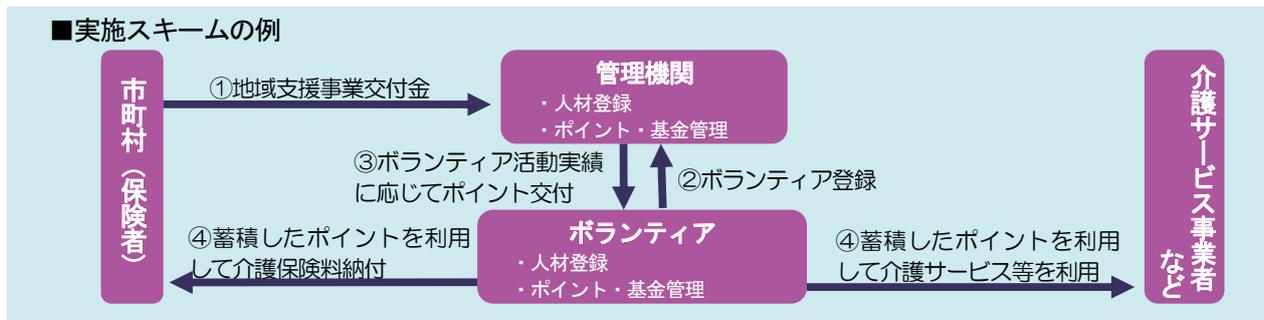
- 被災地支援や地域住民の支え合い、公的サービスと連携した支援に取り組んでいる住民グループやNPOの取組を支援するとともに、活動内容、効果や課題等を整理し情報発信することにより、同様の取組を県内各地に広めます。
- 災害公営住宅等を含めた地域の支え合いや見守り活動の推進のため、関係機関などと連携し、市町村が設置するサポートセンターの運営支援、「生活支援相談員」の養成研修等の支援を継続します。また、地域包括支援センター職員向けの研修等を実施することで、地域包括支援センターと市町村サポートセンターの連携や地域における生活支援・介護予防体制の構築を図るための人材を育成します。
- 社会福祉法の改正を踏まえ努力義務化された市町村地域福祉計画の策定を促進するとともに、地域共生社会の実現に向け、地域力の向上や地域福祉の推進のための市町村が行う取組に対し、会議等の場を通じて支援を行います。また、身近な福祉活動の展開とネットワーク化を進め、県内各地で住民主体による地域福祉活動が実践されるよう、市町村及び社会福祉協議会に対して地域福祉推進のための支援等を行います。
- 震災復興を通じて得た知見やノウハウを活用し、個別の福祉課題を解決するための取組を推進することにより、地域の支え合いの強化を図ります。

### ■地域の支え合いの強化に資する取組分野

- ・地域や災害公営住宅等で孤立しがちな高齢者の見守り体制及びコミュニティの構築
- ・災害時の避難行動要支援者等の避難支援体制づくり
- ・認知症高齢者を支えるための地域の協力体制づくり など

- 平成27年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者の自立支援に向け、福祉事務所設置自治体が関係機関と連携し、様々な支援を包括的にを行います。
- 近隣住民が見守りや日常生活上の援助を行ったり、自宅に閉じこもりがちな高齢者宅を定期的に訪問するなどの地域の支え合い活動に積極的に取り組む社会福祉協議会や老人クラブ等の団体を支援します。
- 介護保険制度の地域支援事業による「介護支援ボランティアポイント」の活用は、参加者に一定の経済的メリットがあり、地域活動になじみのない高齢者が参加するきっかけとして期待できます。こうした取組が促進されるよう市町村と連携した支援を行います。

### ■実施スキームの例



### 【関係事業】

- ・避難行動要支援者等支援ガイドラインの活用（保健福祉総務課）
- ・被災地域福祉推進事業（社会福祉課）
- ・認知症地域ケア推進事業（長寿社会政策課）
- ・地域福祉推進事業（社会福祉課）
- ・生活福祉資金貸付事業（社会福祉課）
- ・地域支援事業交付金（長寿社会政策課）

## 第2項 地域支え合いと介護予防の推進

### 1 支え合う地域社会づくり（2）

---

#### 地域活動の担い手の育成

##### 【現状と課題】

- 東日本大震災を機に、本県では県内外のNPOやボランティアグループ、協同組合等による被災地支援活動が継続的に行われています。コミュニティ形成、福祉、環境保全等の様々な分野の活動を、今後は全県的に普及させていくことが必要です。
- 東日本大震災後、各市町村の社会福祉協議会に設置されている災害ボランティアセンターには、全国各地及び海外から、多くの災害ボランティア活動に対する支援を頂き、これらの活動を教訓に運営ノウハウを蓄積し、令和元年の東日本台風ではそのノウハウを活かして、ボランティア活動を実施しました。今後も蓄積したノウハウを生かし、ボランティアの掘り起こしやコーディネート機能のより一層の充実を図ることが必要です。一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下では、これまで行われてきた支援のあり方を見直す必要があり、感染拡大防止の観点を踏まえたボランティア活動が求められています。
- 地域の支え合いを再構築していく上で重要な役割を果たすNPOやボランティアによる地域活動や住民同士の助け合いの活性化を図っていくため、こうした活動の核となる人材を育成するとともに、住民自身が活動しやすい環境を整備していくことが重要です。
- 総人口の4分の1以上を占め、豊富な知識や経験、人脈を持つ高齢者が、地域活動の主演として、高齢者を支える側としても、積極的に活動することが期待されています。また、市町村や地域包括支援センターにおいても、新たな活動の場の創出や参加しやすい環境づくりを通じて、住民が積極的に活動に参加する地域づくりが求められます。
- 学校教育や地域活動において、介護現場の体験や知識を修得する機会をつくることにより、福祉活動への関心を高めることも重要です。また、介護員養成研修などを通じて介護体験が行われている高校もあります。今後もこうした取組を推進し、県内全域に普及していくことが必要です。
- 市町村では、地域での福祉関係者や住民等が一体となって行う地域ぐるみの福祉教育の取組として、児童・生徒等を対象とした認知症サポーター養成講座が開催されています。認知症の方が地域で暮らし続けることができるよう、引き続き認知症に対する正しい知識の普及が必要です。

## 【施策展開の方向】

- 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）を県内のNPO活動推進の中核機能拠点とし、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPO活動の紹介や交流事業、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信等によりNPO活動を支援します。
- 市町村が中心となり行う災害公営住宅等での地域の支え合い活動が円滑に行われるよう、関係機関などと連携し、サポートセンターの運営支援や生活支援相談員養成等の人材育成等を行うほか、市町村がNPOやボランティア等に対して行う支援についての活動等を促進し、地域住民がともに支え合いながら社会活動を推進し、バランスのとれた地域コミュニティの構築を図ります。また、被災地以外の地域に対しては、地域の支え合い活動の事例紹介や情報提供を行い、市町村の取組を促進します。
- 宮城県社会福祉協議会の「みやぎボランティア総合センター」が中心となり、ボランティアコーディネーターの活用、NPO等の中間支援組織との連携を進め、各地域のNPOやボランティア等への支援体制を強化・充実していきます。
- 地域における自主的な生活支援体制構築に向けた支援や、地域活動を推進するリーダーの育成に取り組みます。また、コミュニティ・ソーシャル・ワークの視点を持った人材の育成・配置支援及び地域課題に対して助言するアドバイザーの派遣を行うことで地域活動の促進を図ります。
- 宮城いきいき学園による地域活動の人材育成、老人クラブ活動やシルバー人材センター事業の活性化等により、高齢者自身の地域活動への積極的な参加を促します。
- 市町村や地域包括支援センターと連携し、認知症サポーターや介護予防ボランティアなどの人材を養成するとともに、地域住民が参加できる新たな活動の場の創出に取り組みます。
- 教育現場や地域単位の福祉教育など、あらゆる世代が福祉や介護について経験を深める取組を進めます。

## 【関係事業】

- 地域福祉推進事業（社会福祉課）
- 老人クラブ活動育成事業（長寿社会政策課）
- 高齢者雇用支援事業（雇用対策課）
- 認知症地域ケア推進事業（長寿社会政策課）
- 地域支援事業交付金（長寿社会政策課）
- 被災地域福祉推進事業（社会福祉課）
- みやぎシニアカレッジ運営事業（長寿社会政策課）
- 高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業（長寿社会政策課）
- 県ボランティアセンター運営事業（社会福祉課）
- 元気高齢者等活躍支援事業（長寿社会政策課）

## 第2項 地域支え合いと介護予防の推進

### 2 地域支え合いの推進

#### 【現状と課題】

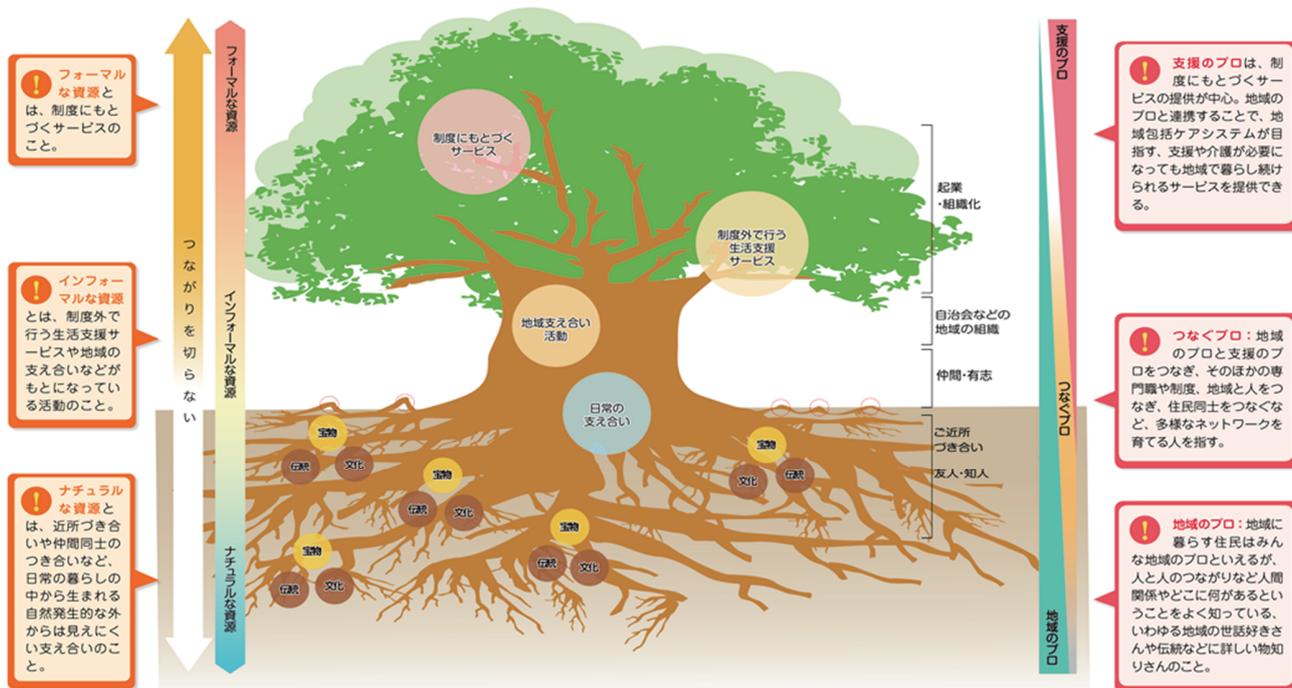
- 介護が必要な状態になっても地域で暮らし続けられるように「地域包括ケアシステム」を構築していくためには、医療・介護・保健・福祉といった専門的サービスの土台として、地域での生活を支える基盤である「介護予防・生活支援」や「住まい」も重要な要素となっています。
- この地域基盤を維持強化していくためには、地域住民の支え合い（互助）をベースとした地域づくりを進めていくことが重要となります。
- 平成27年度の介護保険制度改正により、市町村が行う地域支援事業の充実・多様化と介護予防給付の見直しが行われ、平成29年4月からは、全ての市町村において「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」とします。）が実施されています。
- 総合事業では、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指すこととされました。
- この総合事業を円滑に実施していくためには、各市町村で、生活支援コーディネーターや協議体を中心とした推進体制の充実・強化を図り、地域において、多様な主体による生活支援を支える重層的な取組を推進していくことが重要です。
- 現状の把握や助言、先行事例等の収集・情報提供、生活支援コーディネーターの養成研修、各団体・組織との連絡調整やネットワーク化など、地域の実情に応じた支援を行うことが求められています。
- これまで県では、日常の営みとして特段意識されずに行われている近所づきあいや趣味のサークル等を地域の宝物と呼び、これらを活かした地域づくりを進めるために、地域の宝物を知ること・見つけ出すことから始め、これを見える化・見せる化し、住民相互で共有するプロセスを継続してきました。
- 「地域の宝物」は、特段意識されず自然発生的に行われていることが多く、外からは見えないことも多いものですが、地域の支え合いや見守りに重要な役割を果たしています。今後ともこの取組を継続し、地域づくりの基盤となる「地域の宝物」を見つけ共有していく必要があります。併せて、多様な主体が参画した多様なサービスの充実を図り、地域の実情に合わせた支え合い体制づくりをより一層発展させていく必要があります。



地域包括ケアシステムの概念図  
(出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケア研究会」)

○ 新型コロナウイルス感染症の発生下においては、これまで対面により行われてきた見守りや、地域住民の主体による活動、趣味のサークル等の自粛が見られました。感染症に関する正しい理解を進めるとともに、人と人との距離を確保するなど「新しい生活様式」の実践を踏まえ、地域における見守り等についても、多様な手法で実施できるよう支援する必要があります。

○ さらに、東日本大震災で大きな被害を受けた沿岸の市町を中心として、新たなコミュニティづくりが課題となっています。これまで応急仮設住宅等で行ってきた被災者支援のノウハウを活かし、新たなコミュニティにおける見守りや支え合い体制の構築が必要です。



地域づくりの木（出典：宮城県生活支援コーディネーター養成研修テキスト）

### <地域づくりの木>

地域住民の支え合い（互助）をベースとした地域づくりのイメージ図。

地域を支える社会資源は大きく葉・幹・根に分かれており、それぞれフォーマルな資源（制度に基づくサービス）、インフォーマルな資源（制度外サービスや地域の支え合い活動等）、ナチュラルな資源（近所づきあいや趣味のサークル等）に分類されます。

## 第2項 地域支え合いと介護予防の推進

### 2 地域支え合いの推進

---

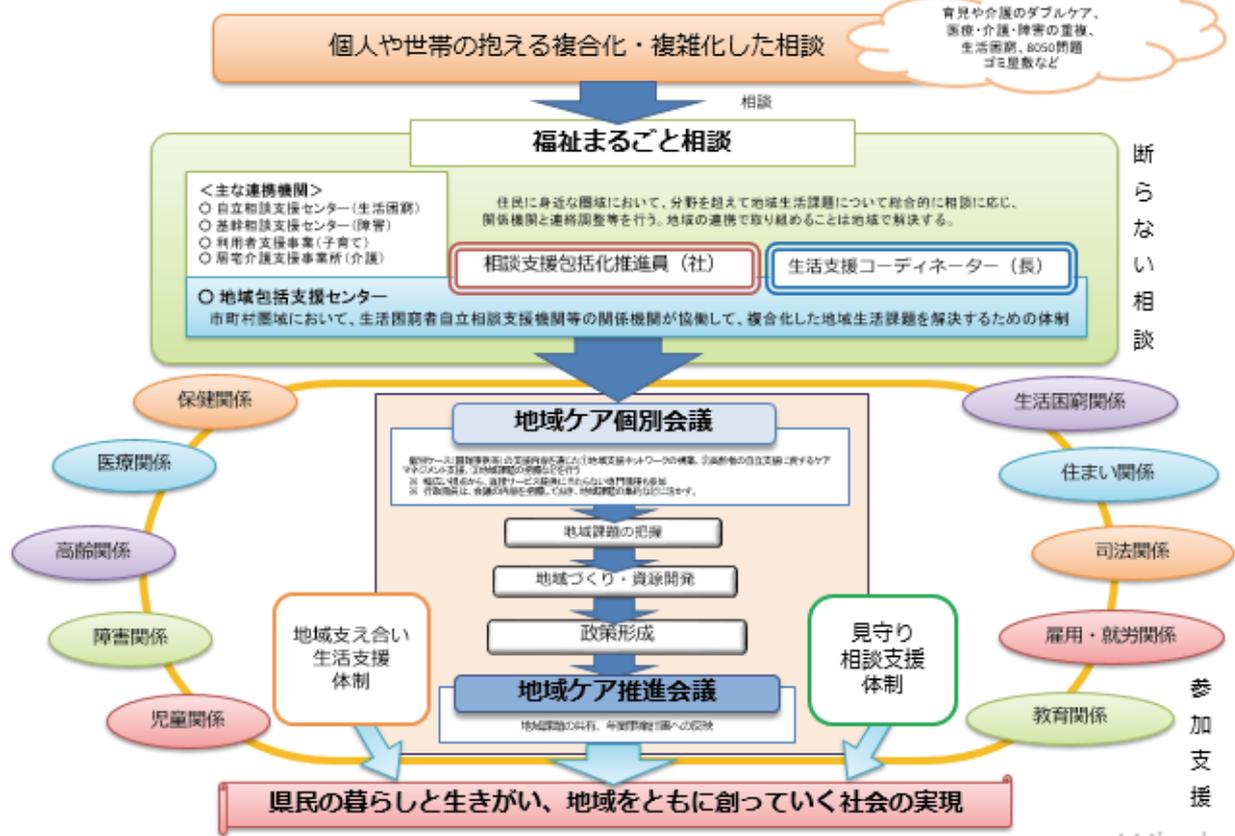
#### 【施策展開の方向】

- 国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現するため、令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）を公布し、必要な施策を展開することとしており、地域包括ケアシステムも、その実現に向けた取組の1つとして充実させていくこととしています。
- 併せて、市町村において既存の相談支援等を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。令和3年度から開始される重層的支援体制整備事業や重層的支援体制への移行準備事業の実施に向け、市町村に対し必要な支援等を行っていきます。
- 県では、住まい・医療・介護・生活支援等の一体的な提供に向け、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を支援するため、「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置しています。この「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」では、地域の個別課題解決に向けて有識者等による検討を行うとともに、各市町村へのアドバイザーの派遣を行い、地域課題の解決やサービス開発等について助言を行っていきます。
- また、日常の営みとして特段意識せずに行われることの多い「近所づき合い」や「趣味のサークル」などの「地域の宝物」を見つけ、支え合いや見守りに活用するため、生活支援コーディネーターが積極的に役割を果たせるよう、研修を通じて人材育成を行っていきます。併せて、感染症の発生下にあっても、地域住民や民間事業者による活動との連携や、ITの活用など、「新しい生活様式」を踏まえた多様な手法により、見守りが継続されるよう市町村に対する支援を行っていきます。
- さらに、新たなコミュニティにおける支え合いの体制づくりに向け、被災者支援活動で培ったノウハウを活かしながら、専門家派遣等の取り組みを継続していきます。
- また、地域共生社会の実現に向けて、個人や世帯の抱える複合化・複雑化した課題に対応するためには、多様な担い手が連携して地域づくりに取り組む必要があり、高齢者と障害児・者をサポートする「共生型サービス」の活用を含め、制度や分野を超えた支援体制の構築にも取り組みます。

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

### ◆「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



### 【関係事業】

- ・ 地域支援事業交付金(長寿社会政策課)
- ・ 地域包括ケア総合推進・支援事業(長寿社会政策課)
- ・ 生活支援サービス開発支援事業(長寿社会政策課)
- ・ 地域福祉推進事業(社会福祉課)

## 第2項 地域支え合いと介護予防の推進

### 3 介護予防の推進

#### 【現状と課題】

- 本県における高齢者数及び高齢化率の推移はともに上昇傾向にあり、加齢とともに筋力や認知機能などが低下し生活機能障害や要介護状態になる危険性が高いフレイル（虚弱）高齢者は、今後増加すると予測されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛により、フレイルの状態に陥る高齢者のさらなる増加が危惧されています。
- 本県における要介護認定者数は、増加傾向にあり、中でも生活機能障害が比較的軽度な要支援認定者数は要介護認定者全体の28.9%と、4人に1人以上の高い割合を占めています。
- 健康な高齢者と要介護認定者の中間的な状態にあるフレイル高齢者や要支援認定者（軽度者）は、適切な介護予防の介入・支援により、生活機能の改善可能性が高いとされていることから、高齢者の生活機能の低下を予防し、可能な限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防の取組の充実が喫緊の課題となっています。
- 市町村が行う総合事業における介護予防の推進は、地域における「活動」や「社会参加」を通じた高齢者の「生きがい・役割づくり」が重視され、その実現に向け、市町村と専門職等との連携・協働による地域支援が進められてきました。
- 総合事業の実施にあたっては、介護予防に資する住民主体の通いの場の推進と実態の把握、住民が地域の支え手として提供する介護予防や生活支援サービスの創出の取組が重要です。また、それら地域づくりを支援する専門職の人材確保と育成が課題となっています。
- 一方で、東日本大震災による大きな被害を受けた地域においては、地域との繋がりの希薄化や役割の減少などによる生活不活発病や認知症症状の悪化、うつやアルコール関連問題が生じる中、あらたなコミュニティの構築として、地域の多様な活動に参加できる環境づくりを積極的に進めてきた結果、本県における介護予防に資する通いの場（全体）への参加率は、平成30年度は7.5%（全国平均5.7%）と平成28年度時点の4.9%から2.6ポイント上昇し、社会参加の機会は増加傾向となっています。
- 国モデル事業等へ積極的に参加した自治体や、沿岸部（被災地）の自治体などでは、通いの場の把握や地域づくりを積極的に行っている傾向にあります。一方で、通いの場の数や参加者数の把握については、地域間で差が生じています。
- 介護予防に効果があるとして国が推奨する週1回以上の通いの場について、実施状況の把握や評価を進める必要があります。さらに、介護予防・生活支援サービス事業は未だ従前相当が多く、介護予防において重要となる短期集中型サービスは少ないため、多様なサービスの創出には至っていない状況にあります。
- 市町村によっては、介護予防事業等で元気になった高齢者を地域の通いの場等の社会参加へ繋ぐ体制や、通いの場等に通えない又は通えなくなったフレイル高齢者を把握し支援する体制がまだ充分とは言えず、他の事業との連携による普通の暮らしを守る支援の整備が求められています。
- 介護予防の対象となる高齢者の中には、糖尿病など生活習慣から生じる複数の慢性疾患を抱えている方が少なくないことから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が求められています。

## 【施策展開の方向】

- 高齢者のみならず，全県民が自立支援・重度化防止，介護予防・フレイル予防，そして，社会参加を正しく理解し，適切なケア（セルフケア含む）やサポートができるよう，県民への普及啓発を行います。
- 要介護認定者数が増加を続ける中，要介護認定者への介護保険サービスの適正化はもとより，フレイル高齢者や要支援認定者の重度化を予防するため，総合事業を基盤とした介護予防事業の取組を推進します。
- 総合事業について，市町村と連携しながら実態の把握を行うとともに，効果的・効率的な事業が展開できるよう，地域課題の分析，課題解決策の検討を広域的視点から支援し，地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービス事業を含む多様な受け皿の創出を推進します。また，市町村が幅広い専門職と連携し，地域の多様な資源を活用しながら総合事業を進められるよう，地域で活躍できる専門職の育成及び関係団体との広域的な連携体制の強化を図ります。
- 年齢や生活機能の状態等で分け隔てることなく，全ての高齢者が主体となって参加できる多様な通いの場，就労的活動，社会参加の促進を図ります。また，移動の手段が社会参加へのハードルとなることのないよう地域の実態を把握するとともに，地域交通や住民同士の支え合い等地域の実情を踏まえながら，市町村と連携し移動手段の確保に向けて支援を行います。
- 市町村と後期高齢者医療広域連合が高齢者の健康寿命延伸に向けた保健事業と介護予防の一体的実施を効果的且つ効率的に推進できるよう，関係団体との連携・協働により技術的な市町村支援を行うとともに，高齢者の低栄養の問題に対応できる栄養士をはじめ，フレイル対策に携わる専門職の人材確保・育成体制を構築します。

### 【関係事業】

- 地域リハビリテーション推進強化事業（障害福祉課）
- 元気高齢者等活躍支援事業（長寿社会政策課）
- 地域包括ケア総合推進・支援事業（長寿社会政策課）
- 地域支援事業交付金（長寿社会政策課）
- 心のケアセンター運営事業（精神保健推進室）

## 第3項 安全な暮らしの確保

### 1 感染症への備え

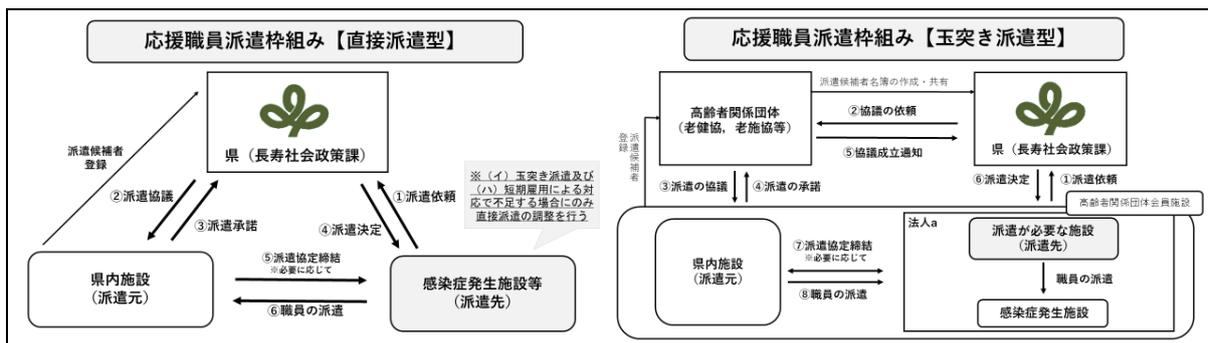
---

#### 【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい、国内でも多くの方々が罹患され、尊い命が奪われる事態となっています。本県においても、令和2年2月以降、5月を除き毎月新型コロナウイルス感染者が確認されています。
- 県内の高齢者施設においても、感染者の発生が見受けられます。高齢者は感染により重症化するリスクが高いため、施設における感染症防止対策を徹底する必要があります。また、感染者発生施設においても、施設入居者には引き続き介護サービスの提供が必要となりますので、そのための体制整備を進める必要があります。
- 県では、新型コロナウイルス感染症拡大に備え、社会福祉施設等に対する衛生物資供給支援を実施するとともに、マスク等の衛生物資を備蓄しています。
- 新型コロナウイルス感染症対策として新たに取り入れられた、人と人との距離を確保するなど「新しい生活様式」の実践により、対面による見守りが難しい状況となっています。また、通いの場や認知症カフェなど、これまで地域の中で高齢者の健康維持を支えてきた取組が自粛されるなどの影響により、外出の機会が減っていることから、体力低下などを招かないよう、健康維持・フレイル予防を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等でお困りの方の人権相談窓口を設置し、電話相談を行っています。

### 【施策展開の方向】

- 介護サービスは、高齢者の生活を維持する上で不可欠であり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても必要な介護サービスが提供できるよう支援に努めます。
- 介護サービス事業所における適切な感染対策の推進のため、実地指導等において引き続き感染対策の助言・指導を行います。また、必要に応じて感染対策のための研修を開催します。
- 関係団体の協力を得て、応援職員を県に登録し、施設において感染者が発生した際には、県と関係団体が連携して派遣調整を行う仕組み等を整備しており、引き続き運用します。



- 今後の県内の感染症流行に備え、マスクやディスポーザブル手袋等の衛生資材を必要量備蓄します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の機会が減っている高齢者の健康維持・フレイル予防に向け、在宅でもできる体操などの動画の発信や、マスメディアを活用した普及啓発を行います。また、高齢者の外出の機会を適切に維持できるよう、市町村と連携し運営者や参加者に正しい知識を広めるとともに、通いの場や認知症カフェにおける感染対策を推進します。
- 対面による見守りの機会が減少したことを踏まえ、電話や手紙による近況伺いや、衛生資材の配布の機会の利用、地域住民や民間事業者による活動との連携など、各地域で見守り活動の工夫が行われています。こういった事例を展開し、新しい生活様式を踏まえた見守り方法の導入を促進することで、高齢者の健康維持を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等の被害を受けた方々に対し、相談窓口を設置するなどの支援を行います。

### 【関係事業】

- ・ 新型コロナウイルスに係る介護サービス継続支援事業 (長寿社会政策課)
- ・ 介護施設等感染症対策事業 (長寿社会政策課)
- ・ 介護基盤整備等補助事業 (長寿社会政策課)
- ・ 社会福祉施設等介護職員等確保支援事業 (長寿社会政策課)
- ・ 新型コロナウイルス関連要介護高齢者支援事業 (長寿社会政策課)

## 第3項 安全な暮らしの確保

### 2 大規模災害への備え

#### 【現状と課題】

- 平成23年3月11日に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が本県を襲い、大きな揺れとその後に発生した大津波により、県沿岸部を中心に極めて甚大な被害をもたらしました。被災された高齢者の中には、身体的特性等により自力で避難できなかつたり、逃げ遅れた方が多くいました。地震・津波ばかりでなく、風水害等による大規模災害発生時には、高齢者や障害者などの避難行動要支援者等は、必要な情報が得られない、又は身体的特性等により自力で避難できない場合があることから、結果として大きな被害を受けるおそれがあります。

#### ■東日本大震災による身元の判明している犠牲者のうち高齢者の占める割合

死者	うち高齢者	高齢者の占める割合
9,535人	5,316人	55.8%

資料：宮城県警察本部調べ（令和3年2月28日現在、65歳以上を高齢者として計上）

- 全ての高齢者が確実に避難できる態勢を整えるためには、消防をはじめとする防災関係機関の活動に加えて、住民が互いに助け合うことが不可欠です。そのために、日頃から住民が顔の見える関係を築くことや、避難のために必要な情報を関係者が共有し、具体的な避難方法について話し合うなど一人暮らし高齢者や要介護高齢者への備えを地域で構築する必要があります。併せて、災害の規模や種類に合わせて、その時その場に合った行動ができるよう、県民一人ひとりが日頃から意識づくりをしておく必要があります。
- 大規模地震に備え、昭和56年5月以前の旧建築基準法の下で建築された木造住宅等の耐震化を進める必要があります。多数の高齢者が利用する社会福祉施設や災害時に避難所となる公共施設等についても、耐震化が完了していない施設があるため、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- 平成28年の台風10号による社会福祉施設の浸水被害により、「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が平成29年6月に改正されました。浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられています。また、区域外に立地する高齢者福祉施設等でも、大規模災害対応マニュアルの整備、避難訓練の実施など、大規模災害に備えての体制整備を進める必要があります。
- 大規模災害発生時に被災高齢者のケアにあたる介護職員には、様々なストレスがかかることから、職員の心のケアの実施体制の整備を進める必要があります。
- 発災直後から発生する福祉的課題に、いち早く介入することにより、2次的な被害の発生を防ぎ、避難状況下においても良好な生活環境を確保するための被災者支援体制の充実を図る必要があります。

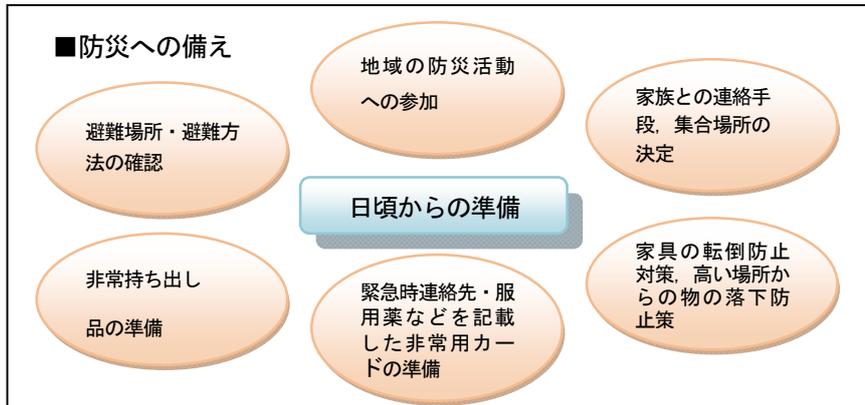
## 【施策展開の方向】

- 「新・宮城の将来ビジョン」や「宮城県地域防災計画」と整合を図りながら、県や市町村、県民及び事業者等がその役割や責務に応じた震災対策を推進する体制を整備し、県民総ぐるみによる地震・津波・水害・土砂災害等の対策の強化を図ります。
- 平成 25 年 12 月に策定した「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」や国の取組方針について周知するとともに先進事例の提供を行うなど、市町村の取組を継続して支援します。

### 【市町村による主な取組項目】

- ・避難行動要支援者等の避難支援についての全体計画の作成
- ・避難行動要支援者等情報の把握
- ・避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの作成
- ・福祉避難所の指定  
(令和2年7月末日現在33市町村663箇所)
- ・避難所の構造・設備のバリアフリー化
- ・防災情報の高齢者への確実な伝達手段・体制の整備
- ・避難行動要支援者名簿の作成・共有
- ・避難誘導の支援体制の整備
- ・高齢者に配慮した物資等の調達体制の整備
- ・平常時からの福祉関係者との連携促進
- ・避難訓練の実施 など

- 高齢者を含む県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置や普及啓発、木造住宅等の耐震化促進のための助成事業等を実施します。



- 地震、水害、土砂災害、原子力災害等について、関係部署と連携し研修や訓練を実施するなど、平常時からの体制整備に取り組みます。また、研修や実地指導等を通じて施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルの作成を推進し、各施設の防災体制の構築を図ります。
- 宮城県や市町村、宮城県社会福祉協議会など56団体による「災害福祉広域支援ネットワーク協議会」（会長は知事）を設立しており、大規模災害など発生時、避難所・福祉避難所等における高齢者や障害者等の要支援者の支援に当たる災害派遣福祉チームの整備に努めます。

- ・災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定  
(平成 27 年 2 月 12 日締結 宮城県・宮城県老人福祉施設協議会)
- ・東北ブロック老人福祉施設協議会災害時相互支援協定  
(平成 27 年 2 月 12 日締結 4 県・1 市老人福祉施設協議会(岩手県・宮城県・山形県・福島県・仙台市))
- ・宮城県災害派遣福祉チームへの職員の派遣に関する協定  
(令和元年6月20日締結外 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 社会福祉法人等)

### 【関係事業】

- ・避難行動要支援者等支援ガイドラインの活用(保健福祉総務課)・木造住宅等震災対策事業(建築宅地課)

## 第3項 安全な暮らしの確保

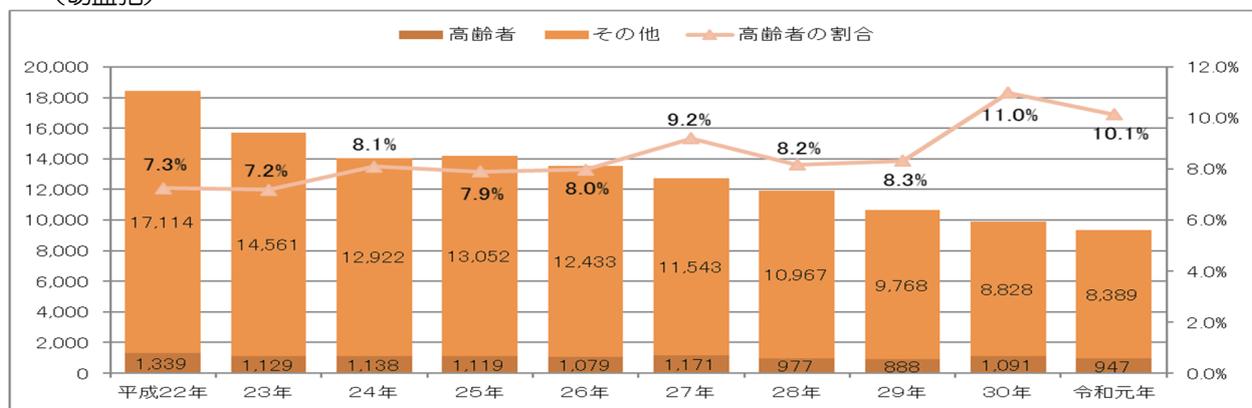
### 3 地域ぐるみの防犯・防災対策

#### 【現状と課題】

- 県内の犯罪被害者数の約7割を占める窃盗犯罪では、全体の被害者数が減少している中、高齢者が占める割合が増加傾向にあります。
- 高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法（高額な商品の販売や不必要なサービスの勧誘等）の被害が後を絶たないほか、身に覚えのない商品の送りつけ事案や通信販売時のインターネットを利用した売買に伴うトラブルが多発していることから、引き続き注意喚起のための啓発活動が必要になっています。

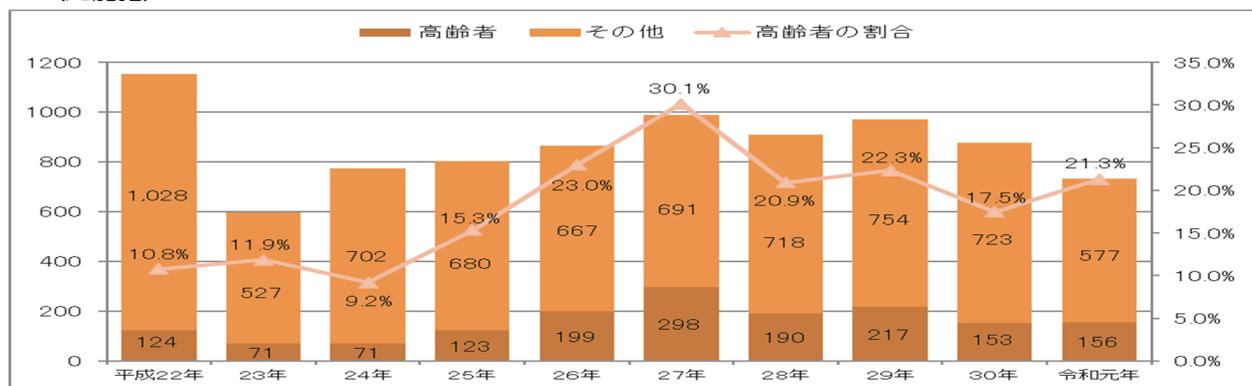
#### ■高齢者の犯罪被害者数（県内）

##### （窃盗犯）



資料：宮城県警察本部「犯罪統計書」

##### （知能犯）



資料：宮城県警察本部「犯罪統計書」

- 高齢者の消費者被害及び相談件数は増加傾向にあり、また、今後も一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していくものと想定されることから、高齢者を狙った犯罪の未然防止及び早期救済のため、地域ぐるみの見守り体制の構築などの対策を講じていく必要があります。
- 認知症高齢者グループホーム等の小規模社会福祉施設において火災により多数の死傷者を出す惨事が発生したことを踏まえ、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する全ての介護施設等にはスプリンクラーが設置されました。
- 一般住宅については、消防法及び市町村条例により、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成20年6月から、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
- 平成28年神奈川県内の障害者施設で発生した殺傷事件等、昨今の社会情勢の変化を受け、高齢者福祉施設においても、利用者等が安心して利用できるよう防犯対策を講じることが求められています。

## 【施策展開の方向】

- 「犯罪のない安心して暮らすことのできるまちづくり」を県民運動として展開することで、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を進めていきます。また、地域で行う安全教室等に講師を派遣し、防犯講話や防犯訓練を実施し、自治体、警察、自治会、事業者等と連携し地域全体で安全対策を推進します。
- 県民の皆さんが安心して暮らせるように、交番・駐在所等の警察官によるパトロール活動、一人暮らし高齢者への訪問活動、危険箇所のパトロール、防犯指導のほか、特殊詐欺や各種犯罪被害防止等の防犯教室、交番・駐在所だよりの発行による地域安全情報の提供等の活動を行っています。また、高齢者の消費者被害を防止するため、相談機関と見守り関係者などが顔の見える関係を構築し、地域での情報共有と見守りにより、消費者被害の防止と救済に取り組みます。
- 災害公営住宅等での生活を安全・安心にし、高齢者の見守り活動等が行われるよう、災害公営住宅等におけるコミュニティの構築・維持や地域での見守り体制構築等について市町村の取組への支援を継続します。
- 消費生活センターにおいて、悪質商法や金銭詐欺等による被害などの消費生活相談に応じるほか、被害を未然に防止するため、高齢者向けの消費生活講座等を開催し、高齢者に配慮した情報提供や広報活動の強化等に取り組みます。また、消費者教育推進計画に従い、関係機関との連携・協働により効率的かつ効果的な消費者教育を推進します。
- 認知症高齢者グループホームなど要介護高齢者が居住・入所する施設に対し、防火体制や火災発生時の消火・避難通報体制の確保など防火安全対策に万全を期すよう促し、対策の徹底を図ります。
- 住宅火災による死者の発生防止、とりわけ就寝中における逃げ遅れを防止するため、住宅用火災警報器を設置していない既存住宅への設置を促すとともに、住宅用防災機器の普及を促進します。
- 平成30年1月に改定した「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」に、福祉施設に関する指針を新たに追加したことから、本指針を広く施設の運営法人に周知するとともに、高齢者入所施設等に対して、不審者対策防犯訓練を実施します。

### 【関係事業】

- ・安全・安心まちづくり推進事業（共同参画社会推進課）
- ・日常生活自立支援事業（社会福祉課）
- ・消費者啓発事業（消費生活・文化課）
- ・住宅防火対策の推進（消防課）
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業（長寿社会政策課）
- ・地域安全活動（警察本部生活安全企画課）
- ・被災地域福祉推進事業（社会福祉課）
- ・消費生活相談事業（消費生活・文化課）
- ・悪質商法による被害の防止（警察本部生活環境課）

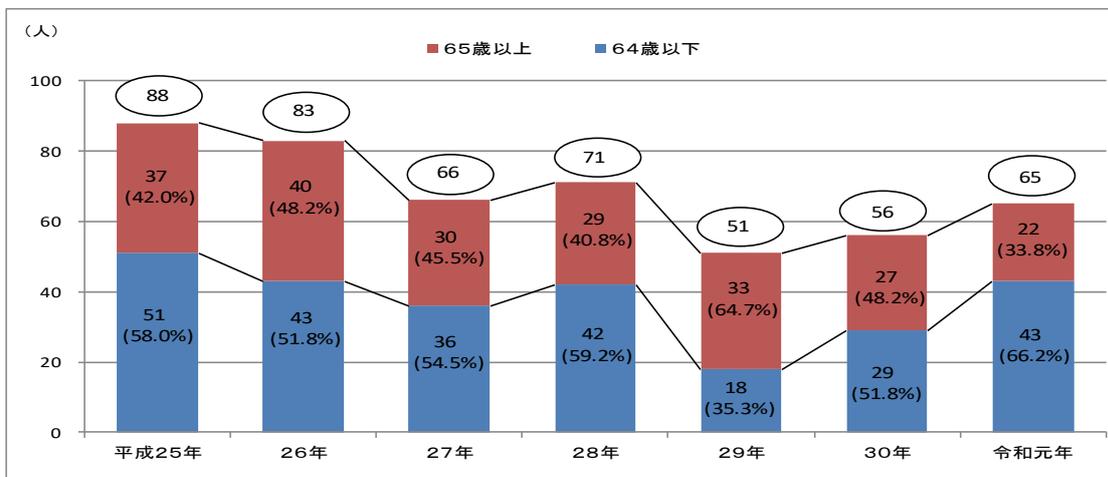
### 第3項 安全な暮らしの確保

#### 4 交通安全の確保

##### 【現状と課題】

- 交通事故死者数が減少傾向にある中、高齢者（65歳以上）の占める割合は、近年は概ね40%台という高い割合で推移していましたが、令和元年は33.8%となっています。
- 交通事故による高齢死傷者は、歩行者の割合が他の年代より高いため、高齢者を対象とした交通安全教育・啓発の充実はもとより、地域社会全体で高齢者を見守り、高齢歩行者への配慮を心掛ける意識を醸成していく必要があります。

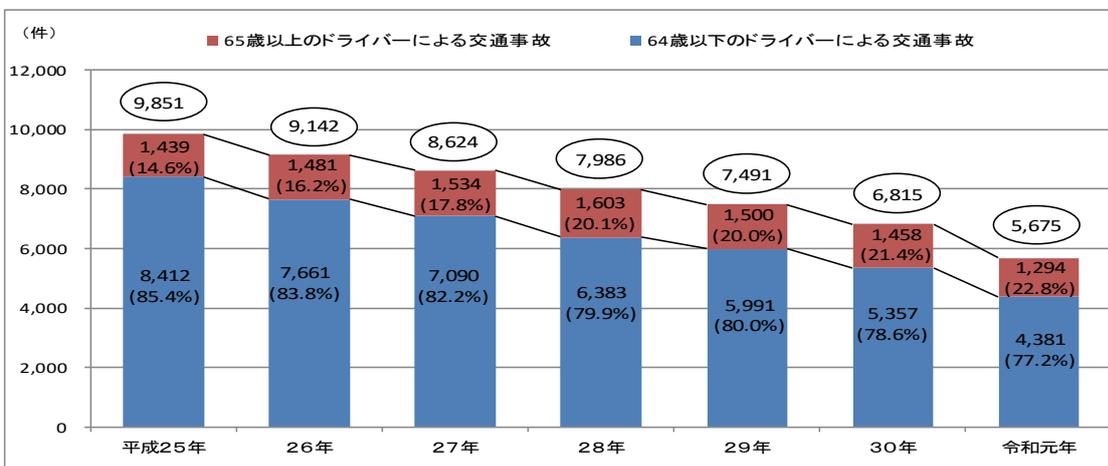
##### ■交通事故による死者数の推移（県内）



資料：宮城県警察本部

- 交通（人身）事故の発生件数が減少傾向にある中、高齢運転者の運転に起因する交通（人身）事故の占める割合は、増加傾向にあり、令和元年は22.8%となっています。
- 高齢運転者を対象とした交通安全教育の充実や運転免許の自主返納者に対する支援等、運転免許を返納しやすい環境整備を推進していく必要があります。

##### ■交通（人身）事故の発生推移（県内）



資料：宮城県警察本部

## 【施策展開の方向】

- 高齢者の交通事故防止を図るため、宮城県交通安全県民運動（マナーアップみやぎ運動）実施要綱等に基づき、年間を通して計画的な交通安全県民運動を展開します。
- 高齢の歩行者や自転車利用者に対する思いやり運転の励行や交通事故を防ぐための注意喚起、自転車利用時の交通ルール遵守・マナー向上等に関する普及・啓発に努め、地域社会全体で高齢者の交通安全に配慮する意識の醸成を図ります。
- 高齢歩行者事故抑止対策として、道路の歩行や横断等の際における高齢者自身の安全行動の意識づけや危険回避能力の向上に資するため、参加・体験・実践型による交通安全教育の充実を図ります。また、薄暮時や夜間における高齢者の交通事故防止を図るため、市町村、関係機関・団体と協働し、県内全域において、反射材用品・LED ライトの着用や歩行・運転上の注意を促す高齢者世帯訪問等を行うとともに、高齢者交通安全教室の実施を推進します。
- 運転に不安を感じる高齢運転者からの運転免許の自主的な返納を促進するため、市町村、関係機関・団体及び民間企業等と連携し、交通機関の運賃割引やスーパーマーケットでの購入代金の割引等の支援（優遇）措置の拡大と充実を図るとともに、地域の実情を踏まえながら、市町村と連携し移動手段の確保に向けて支援します。
- 高齢運転者等による交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術を備えた車「安全運転サポート車」の普及啓発に努めます。
- 「安全運転相談ダイヤル（#8080）」の周知を図り、安全運転の継続に必要な措置についての助言、指導や自主返納制度の教示等、運転に不安を覚える高齢者及びその家族等からの相談にきめ細かに対応します。
- 運転を継続する高齢者に対し、ドライブレコーダー等を活用したきめ細かな指導を含め、加齢に応じた望ましい運転のあり方等についての交通安全教育等を推進します。

### 【関係事業】

- ・ 四季の交通安全運動推進事業（地域交通政策課）
- ・ 高齢者の交通安全対策事業（警察本部交通企画課）
- ・ 高齢者交通安全ふれあい世帯訪問事業（地域交通政策課）

